

令和 7 年 6 月 6 日

議 案
(そ の 2)

6 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第8号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、投票管理者、投票立会人等の報酬額について国の基準に準じる内容に改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

投票管理者	日額	12,800円	一般職
投票立会人	日額	10,900円	一般職
期日前投票管理者	日額	11,300円	一般職
期日前投票立会人	日額	9,600円	一般職
開票管理者	1回の開票管理につき	10,800円	一般職
開票立会人	1回の開票立会につき	8,900円	一般職
選挙長	日額	10,800円 ただし、選挙会事務にあつては1回につき10,800円	一般職
選挙立会人	1回の選挙立会につき	8,900円	一般職

を

投票管理者	日額	14,500円	一般職
投票立会人	日額	12,400円	一般職
期日前投票管理者	日額	12,800円	一般職
期日前投票立会人	日額	10,900円	一般職
開票管理者	1回の開票管理につき	12,200円	一般職
開票立会人	1回の開票立会につき	10,100円	一般職
選挙長	日額	12,200円	一般職

に

		ただし、選挙会事務にあつては1回につき12,200円	
選挙立会人	1回の選挙立会 いにつき	10,100円	一般職

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 8 号 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

この条例は、令和 7 年 6 月 4 日に公布された「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」に基づくものです。

本改正法は、近年の物価の上昇や人件費の高騰といった社会経済状況の変化及び選挙執行現場における管理者、立会人等の人材確保の困難といった実情を踏まえ、投票所や開票所における管理者や立会人等に支給される費用弁償額の見直しを行ったものです。

これを受け、本市においても「常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に定める、投票管理者、投票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人の報酬額について、国の改正基準に準じて見直し、適正な水準へ改正するものです。

○常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 3 1 年 9 月 1 9 日

条例第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

第 3 条・第 4 条 略

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 1 から別表第 4 までに掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、同項の規定により常勤の特別職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員の旅費については、常総市職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 1 3 号）第 1 6 条ただし書の規定は、適用しない。
- 4 別表第 5 に掲げる特別職の職員が出務したときは、同表に規定する出務 1 日当たりの費用弁償を支給する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和 3 1 年 9 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 水海道市教育委員会副委員長及び議会選出委員の報酬及び費用弁償については、昭和 3 1 年 9 月 3 0 日までなお従前の例による。

(水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例等の廃止)

- 3 次の条例は廃止する。

水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例（昭和 23 年条例第 86 号）
水海道市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年条例第 154 号）

（石下町の編入に伴う経過措置）

- 4 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年石下町条例第 8 号。以下「石下町条例」という。）の規定により支給すべき事由を生じた報酬又は費用弁償については、なお石下町条例の例による。
- 5 編入前の石下町の特別職の職員であった者で引き続き市の特別職の職員に委嘱され、又は任命されたものが、石下町条例の規定により平成 18 年 3 月 31 日までの間の報酬の支給を受けていた場合においては、当該報酬は支給しない。
- 6 当分の間、編入前の石下町の区域における常総市立学校の学校医及び学校歯科医に対する別表第 4 の規定の適用については、同表学校医の項中「127,000 円」とあるのは「110,000 円」と、同表学校歯科医の項中「127,000 円」とあるのは「100,000 円」とする。

中略

附 則（令和 7 年条例第 1 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 略

別表第 2（第 2 条，第 5 条関係）

職名	報酬区分	報酬額	旅費の額 (相当する 職)
投票管理者	日額	12,800円 <u>14,500円</u>	一般職
投票立会人	日額	10,900円 <u>12,400円</u>	一般職
期日前投票管理者	日額	11,300円 <u>12,800円</u>	一般職
期日前投票立会人	日額	9,600円 <u>10,900円</u>	一般職
開票管理者	1 回の開票管理につき	10,800円 <u>12,200円</u>	一般職
開票立会人	1 回の開票立	8,900円 <u>10,100円</u>	一般職

	会につき		
選挙長	日額	10,800円 <u>12,200円</u> ただし、選挙会事務にあつては1回につき 10,800円 <u>12,200円</u>	一般職
選挙立会人	1回の選挙立会につき	8,900円 <u>10,100円</u>	一般職
市嘱託歯科医	日額	20,000円	一般職

備考 投票管理者，投票立会人，期日前投票管理者，期日前投票立会人，開票管理者，開票立会人，選挙長又は選挙立会人の職にある者（以下「投票管理者等」という。）の職務従事時間数（投票管理者等が現に職務に従事した時間数をいう。以下同じ。）が職務遂行時間数（投票管理者等の職務の遂行に要する時間として選挙管理委員会が別に定める時間数をいう。以下同じ。）に満たない場合における報酬の額は，この表の規定にかかわらず，同表に規定する報酬の額に，職務従事時間数を職務遂行時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第3—別表第5 略